

高齢者施設における防火対策

1 消防法の改正による消防設備の強化

平成18年1月8日午前2時19分頃、長崎県大村市の認知症高齢者グループホームで7名が死亡、3名が負傷する火災が発生。

これを受け自力で避難できない人が多く入所する小規模社会福祉施設に対して次の改正が行われた。(平成21年4月1日施行)

【火災発生の共通事項】

- ①職員が1人しかいない夜間に発生(目が行き届きにくい、マンパワーが不足)
- ②火災発生時の初動対応がおそまつ(パニック、訓練不足)

(1) 防火管理者の選任・届出、消防計画の届出、消防訓練の実施

(収容人員が30名以上 → 10名以上)

(2) 消防用設備等の設置

○消火器	(150 m ² →すべてに設置)	22年4月1日まで猶予
○自動火災報知設備	(300 m ² →すべてに設置)	24年3月31日まで猶予
○火災通報装置	(500 m ² →すべてに設置)	同上
○スプリンクラー設備	(1.000 m ² →275 m ² 以上の施設)	同上

2 法令違反となる主な項目(立入検査時の主な観点)

- 防火管理者の選任と届出、消防計画の届出をしているか。
- 防火管理維持台帳の作成と記録、保管をしているか。
- 消防用設備等の点検(半年)と消防署への報告(毎年)をしているか。
〔点検結果、不備内容については速やかに改修〕
- 法に定める消防訓練を(年に2回以上、消防署に届出)しているか。
- カーテン、じゅうたん、防炎処理物品を使用されているか。

3 日頃の防火対策

(1) たばこ等の火源をできるだけなくす。(喫煙等の火気管理の徹底)

(2) 防炎物品の使用を積極的に行う。

(3) 実態に即した消防訓練の実施と習得(5分でもよいから定期的に)

- 火災は今日にも発生する。(火災は起こらないだろうとの気持を排除。)
- すべての職員が、消防設備等の使い方に精通しておく。
- 施設ごとに、安全に避難するための工夫と技術を習得しておく。

消 防 訓 練 実 施 手 順

1 訓練種別の決定

過去の訓練実績や防火対象物の実態から訓練種別を決定します。

- 通報訓練（火災発生確認から 119番通報するまでの要領）
- 避難訓練（火災の発生周知から避難誘導、防火戸の閉鎖、避難人員の確認）
- 消火訓練（消火器、屋内消火栓設備などの操作要領の習熟）
- 総合訓練（各種訓練を総合した訓練）

2 訓練内容の検討

決定した訓練種別について、訓練実施内容を決定します。

① 目的：

実施する訓練の目的を具体的かつ数値で示すなど、明確にしておく。

② 実施日時

作成している消防計画にのっとり、火災予防運動期間中若しくは職務内容、行事の関係等から訓練の実施に支障のない日時を選定する。

③ 場所又は範囲

訓練種別から全施設を対象とするのか、訓練範囲を決定する。

④ 参加者又は対象者

訓練種別から訓練に参加する対象者を決定する。

⑤ 内容

訓練目的に従い、実際の災害発生を想定した具体的な訓練内容とする。

3 訓練計画書の作成

訓練内容は、次の点に留意して作成することが重要です。

- ① 消防計画に定める各班ごとに実効ある内容とすること。また、必要があれば消防計画を改正しておくこと。
- ② 一過性の訓練にするのではなく、防火対象物の形態や特性、従業員の配置状況などを十分に考慮した対象物独自の内容とすること。
- ③ 訓練内容は各個人の動きや役割のみを記載するのではなく、役割の留意点などを併せて記載して、習熟度の向上が図れるよう工夫すること。
- ④ 訓練関係者を対象とした事前研修会をできるだけ開催し、訓練内容はもとより避難設備、消火設備などの操作要領や効果について習熟を図っておくことが重要です。

4 関係機関への届出・連絡

- ① 作成した訓練計画書は、自衛消防訓練通知書とともに事前に管轄の消防署に2部届出ます。（届出する余裕のない場合は、FAX送信も可とします。受付済を返信します。）
- ② 契約している警備会社、近隣住民など、関係する機関・団体に訓練の実施を事前に連絡しておきます。

5 訓練実施後

- ① 消防設備等の定常復帰を必ず確認しておきます。（防火戸、自動火災報知設備等）
- ② 訓練の達成度・反省を次回の訓練に反映させ、維持管理台帳に記録、保管しておきます。

小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル

1 目的

このマニュアルは、個々の小規模社会福祉施設における避難誘導等体制の確保と避難訓練の実施及び検証を行うことにより、体制等確保のための具体的な指導を行うための方法を示すことを目的とする。

2 対象

このマニュアルの対象は、延べ面積が概ね300m²未満の社会福祉施設等を対象とする。

3 訓練及び検証の基本的な考え方

このマニュアルの基本的な考え方とは、火災発生時に自衛消防活動を行う職員等がとるべき対応事項を具体的に示すとともに、当該対応行動を施設等の防火安全上の条件である限界時間内に実施することを目標として訓練を実施し、その実施時間及び状況を検証することによって、訓練実施の効果を確認し、改善を行うことにより、避難誘導等体制の確保に資するものである。

なお、本マニュアルの主要な目的は入所施設における夜間の避難誘導等体制の確保であるが、通所施設等の入所施設以外の施設等についても、本マニュアルによる訓練の実施が有効である。

4 訓練の事前の準備

(1) 出火点の想定

自力避難困難者の配置等の状況を勘案し、施設等の室等のうち、火災が発生した場合に避難に最も時間を要すると想定される室の中から、出火点とする室を選択する。

(2) 職員・入所者等の配置

入所者等（入所施設以外の施設等にあっては、施設利用者を指す。以下同じ。）の数（特に自力避難困難者の数）に比して最も職員等の数が少なくなり、また入所者等の避難行動が最も困難な状況（入所施設にあっては、通例、入所者が就寝している夜間）を想定して、職員・入所者等を配置し訓練を実施する。

この場合、入所施設にあっては原則として入所者の全員が参加することが好ましいが、全員が訓練及び検証に参加できないときは、自力避難困難者についてはできる限り職員等が代役となり、その他の者は参加可能な範囲で実施するものとする。

また、通所施設等にあっては、通例想定される施設利用者数相当の人数の施設利用者が参加することが好ましいが、同様に職員等が代役となり、または参加可能な範囲で実施することで差し支えない。

5 訓練内容及びその実施方法

訓練内容及びその実施方法は、概ね次のとおりであるが、個々の施設等の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

(1) 火災の覚知

- ① 自動火災報知設備（以下「自火報」という。）又は住宅用火災警報器（連動型に限る）（以下「自火報等」という。）が設置されている場合

想定火災発生時間に自火報等を作動させ（出火点に最も近い場所に設置されている感知器・住宅用火災警報器が作動することとし、当該感知器等を発報させて自火報等を作動させるか、自火報の作動を仮定して受信機に当該感知器作動の旨の模擬表示等を行う。）、これにより職員が火災を覚知することとする。

- ② 自火報等が設置されていない場合

火災の熱や煙を直接感じること又は火災の熱や煙を感じた入所者等からの連絡を受けることにより職員が火災を覚知することとし、当該対応に要する時間として、想定火災発生時間から1分30秒間、初期配置場所で待機することとする。

(2) 現場の確認

出火の表示窓を確認し、直ちに非常放送設備又は館内放送設備を活用して、「○階の○○付近が発報、職員は直ちに確認してください！」という内容の指示を行うとともに、館内全員に火災の可能性について注意喚起する。

自ら又は他の職員に指示して、出火点を確認に行く際は必ず消火器を携行して行く。職員が仮眠状態で待機していることが想定される場合は、自火報等の発報等の後15秒経過してから行動を起こすこととする。

出火場所の確認行動は以下のとおりとする。火災を確認した者は、その場で「火事だー！」と2回叫んで周囲の者に知らせる。

- ① 自火報が設置されている場合

受信機で火災表示灯が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合し、自火報発報場所を確認して出火場所に行く。

- ② 住宅用火災警報器（連動型）が設置されている場合

火災の熱や煙を頼りに出火点を発見するため、現場到着が遅れることを想定し、当該行動に要する時間としてその場に（ $\sqrt{\text{延べ面積}} / 30$ ）分間待機（又は計測時間を（ $\sqrt{\text{延べ面積}} / 30$ ）分間進める）した後に出火場所に行く。

- ③ 自火報等が設置されていない場合

②に同じ。

(3) 初期消火

現場の確認を行った者が携行した消火器で初期消火動作を行う（消火器を実際に放出するか、放出のための動作を行った上で放出姿勢をとり、15秒間維持する。）。

(4) 消防機関への通報

必ず訓練を実施する前に消防機関に電話連絡しておき、できるだけ消防機関に通報する火災報知設備を操作又は電話（携帯を含む）により消防機関に通報する訓練とすること。

- ① 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていて自火報等と連動している場合
自動的に通報が行われるため、特段の動作を要しない。

- ② 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されているが自火報等と連動していない場合

現場の確認（(2)における「火事だー！」の声の確認）の後に、消防機関へ通報する火災

報知設備を作動させる。消防からの呼び戻しへの応答は、職員数が多いなど時間的に余裕がある場合のみとする。

③ 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていない場合

② 同様の時点で電話により訓練通報を行う。訓練通報の内容は、おむね次のとおりとする。

通報者 119番をする。
消防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」
通報者 「火事です。」
消防 「場所はどこですか。」
通報者 「○○市○○町○丁目○番○号○○社会福祉施設です。」
消防 「その社会福祉施設は何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」
通報者 「○階建の○階が燃えています。」
消防 「入所者は何名ですか。逃げ遅れた人はいませんか。」
通報者 「入所者は○名です。逃げ遅れは今のところわかりません。」
消防 「何が燃えているかわかりますか。」
通報者 「○○○が燃えています。」
消防 「近所に目標となる建物はありますか。」
通報者 「○○○○○」
消防 「わかりました。すぐいきます。」

(5) 火災室からの避難及び戸の閉鎖

非常放送設備又は館内の放送設備を活用して、入所者等及び職員に「火災発生場所」及び「避難すべき場所」「必要な伝達・指示」を明確かつ一齊に周知することが重要です。

職員は最初の段階として、まず火災室から入所者等を避難させます。避難の具体的方法はおむね次のとおりとし、自力避難の困難の状況(運動能力の低下、視覚・聴覚の障害、認知症等による状況判断能力の低下等の種々の条件)に応じて実効性のある方法で柔軟に対応を行うこととする。

① 自力避難が困難な者

職員が個別に腕で支える、車椅子、ストレッチャー、背負い、毛布等に乗せて床を滑らせる等、施設及び入所者の実態に応じた方法により介助を行って避難させる。

介助者の訓練技術の習得が欠かせない。

② 自力避難ができる者

職員が「火事だ！○○○へ避難して下さい。」と大声で叫ぶ等、施設及び入所者等の実態に応じ、確実に伝達できる方法により避難誘導を行う。

火災室における初期消火及び避難誘導等が終了した時点で、初期消火の効果の有無にかかわらず煙の拡散防止、延焼防止のために、必ず火災室の扉はもとより、他の室の扉を閉鎖することを徹底する。

(6) 避難の優先順位と避難先

避難は火災の規模や延焼状況によって適正に判断する。

① 火災室から入所者等を避難させることを最優先に行う。

② 火災室周囲の室の避難を行う。

③ 出火階全員の避難をさせる。

④ 全館の入所者、職員を避難させる。

避難先は緊急性と火災の延焼状況、自力避難困難者数と職員数、避難スペース等によって分

散避難、避難先の変更等を適宜判断する必要がある。

避難先としては、緊急度の高い時点には通路、階段室、バルコニー等とするが、原則として自力避難可能者は地上階等へ、また職員の応援を得て、自力避難困難者をより安全な階下、地上階に避難させることとする。

ただし、階段室への避難は緊急度の高い一時避難の場合を除き、消防隊の侵入・活動時の障害、階段室からの落下の恐れがあることから避難場所としては適さない。

(7) 避難した場合は安易に部屋に戻らせない工夫

知的障害のある人は避難訓練後、「解散して部屋に戻る」という日常の訓練行為と実火災の区別がつかず、火災時に避難したにも関わらず部屋に戻ってしまう人が出てきます。

訓練終了後は近くの公園や空き地にいってしばらく過ごす等、「避難した後は安易に部屋に戻らない」という工夫が訓練に必要です。

また、避難場所での安全確保と管理を容易にすることを目的として、工事用の三角コーンやロープ等で囲いを作つて待機場所をわかりやすくするといった工夫も重要です。

(8) 近隣協力者への連絡

近隣協力者等がいる場合は、上記対応事項について応援を受けることができることとし、可能なタイミングにおいて近隣協力者等に電話等により連絡をする（自火報等と連動して近隣協力者に連絡する装置を有している場合は、自火報等の作動により自動的に連絡が行われることとする。）。

訓練に参加する近隣協力者等は、連絡が行われた後に通常かけつけに要する時間が経過した後、職員が行う避難誘導等の活動に協力することとする。

(9) 消防隊への情報提供

消防活動が効率的に行われるよう、消防隊に対しおおむね次の内容について情報の提供を行う。この場合、入所者等の名簿があれば持参するものとする。

- ・ 出火場所 「○階の〇〇〇」
- ・ 入所者等の状況 「○階に自力避難困難者〇名、自力避難可能者〇名がいます。」
- ・ 避難の状況 「○階の入所者は、〇〇〇へ一時避難しています。」

6 訓練実施時の効果確認と改善指導の方法

(1) 効果確認

火災発生後の対応を行った結果、対応事項完了（5の対応事項のうち、(1)から(7)及び(8)(近隣協力者がいる場合に限る)）までに要した時間を R_1 とした場合

$R_1 \leq T_1 (= T_{11} + T_{12})$ であることを確認する。

なお、入所者等の全員が訓練に参加していない場合の R_1 については、参加していない者に相当する人数の入所者等の避難所要時間を、その自力避難の困難の状況に応じて、「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」（平成19年消防予第231号）記4（1）イの移動時間の算定方法に準じて算定し、これを勘案して R_1 を算出するものとする。

(2) 改善指導

$R_1 > T_1$ であった施設等について指導を行う場合の指導要領は、別紙の内容が考えられる。

7 限界時間の設定

本マニュアルの対象となる施設等は、全体の規模が比較的小さく、防火上の構造や区画の一般的な状況等から、原則として建物全体で限界時間を設定するものとする。

限界時間は、火災室の状況に応じて算定される「基準時間」及び建物全体の状況に応じて算定される「延長時間」により算定し、限界時間は「基準時間」と「延長時間」の和とする。

7・1 限界時間（基準時間及び延長時間）

限界時間（ T_f ）は、当該建築物の条件により、次表のとおりとする。

		条件	限界時間
火災室の状況	基準時間 (T_{f1})	内装制限の状況（注1） 不燃材料	5分
		準不燃材料	4分
		難燃材料	3分
		なし	2分
	寝具・布張り家具の防炎性能の確保 特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置（注2）		1分
			+ 2分
建物全体の状況	延長時間 (T_{f2})	火災室からの区画形成 防火区画（注3）	3分
		不燃区画（注4）	2分
		その他の区画（注5）	1分
	床面積 × (天井高さ - 1.8 m) ≥ 200 m ³ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置（注2）		+ 1分
			+ 1分
限界時間 $T_f = T_{f1} + T_{f2}$			

(注1) 内装制限の状況については、火災室の壁（床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げとする。

(注2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備等が設置されている場合とは、消防法施行令第12条第2項第4号に定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備、平成3年消防予第53号「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドライン」により設置される住宅用スプリンクラー設備又はこれと同等以上の性能を有するスプリンクラー設備のヘッドが設置されている場合とする。

(注3) 防火区画とは、建築基準法施行令第112条に定める基準により設けた区画のほか、耐火構造の床若しくは壁又は防火戸により区画を形成するものも含むものとする。
なお、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物については、建築基準法施行令第113条に定める基準により設けた防火壁を防火区画とみなすことができるものとする。

(注4) 不燃区画とは、仕上げを準不燃材料とした壁及び天井（天井の無い場合においては屋根）並びに防火戸又は準不燃材料（ガラスは網入りのものに限る。）で造った戸により区画を形成する（外気に面する開口部を除く）ものをいう。

(注5) その他の区画とは、壁及び天井並びに戸（襖、障子又はこれらに類するものを除く。）により区画を形成するものをいう。

別紙

対応事項の完了までに要する時間が限界時間を超過した際の指導要領

訓練実施時の効果確認の結果、火災室及び各居室・避難経路の限界時間内に所要の対応事項が完了できなかった場合には、以下に述べる要領にしたがって、改善指導を行うことが考えられる。

1 効果確認時の問題点の指摘

効果確認の際に問題と考えられた状況について説明するとともに、設備、建物の構造等施設の防火上の弱点となっている事項についても説明を行うものとする。

2 改善策の案の検討

1で挙げた効果確認時の問題点、限界時間の超過等を勘案して、以下の項目の中から該当する改善内容を示し、それらの中から実現可能な改善策を検討するよう指導する。特に自火報等が設置されていない施設については、当面の措置として避難誘導等体制の整備を図るか、自火報（自火報の設置義務がない施設等にあっては連動型の住宅用火災警報器）の設置を促進すること。

〈対応事項の完了までに要する時間が限界時間を超過した際の改善策〉

(1) 行動の迅速化

訓練を行うことで隊員の知識、設備操作能力の向上、役割分担の工夫等を行い対応事項に係る時間の短縮を図るもので、対策としては最も基本的であり、特にこれまで十分に訓練を行っていない場合は、大幅な改善が望める対策である。

検証時の職員等の動作、職員相互の連携等を観察して改良の余地があると思われることを説明する。

- ア 訓練等により職員等の行動の迅速化を図る。
- イ 職員等相互の連携を図る。
- ウ 消防防災設備の操作・取扱いの習熟を図る。
- エ 自力避難困難者の搬送方法、技術の習熟を図る。

(2) 防火管理体制の変更

職員の増員又は配置、入所者等の配置の工夫等により対応事項に係る時間の短縮を図るものである。検証時の各職員等の動作、建物内の諸施設の配置、入所者の配置・運動能力等を調べ、工夫の余地があると思われるなどを説明する。

- ア 職員等の資質を考慮し組み合わせ及び役割分担について最適化を図る
- イ 自力避難困難者や受信機に近接した所に職員待機場所を設定する
- ウ 職員等の行動の無駄を排除し効率的にする（目的地までの経路、重複する行為等を指す）
- エ 自力避難困難者の居所は避難容易な場所に変更する
- オ 近隣との応援体制の整備、宿直等の人員検討等により職員配分を適切にする

(3) 設備等の強化

消防用設備等の防災設備の設置、入所者に適した搬送機材の導入等により限界時間の延長と対応事項に係る時間の短縮を図るものである。検証時の職員・入所者の行動、設備の設置状況、搬送機材の状況等を勘案し、効率的な改善となるように留意すること。

- ア 自動火災報知設備、連動型住宅用火災警報器を設置する
- イ 消防機関へ通報する火災報知設備を設置する
- ウ 自火報等と消防機関へ通報する火災報知設備を連動させる（又は、自火報等の非火災報対策の進捗状況を踏まえ、自火報等の作動時点で消防機関へ通報する火災報知設備の起動又は電話による通報を行うこととする。）
- エ 職員等動員のための通報連絡装置等（無線機、館内非常電話等）を設置する
- オ 応援要請装置を設置する
- カ 119番通報を複数の場所で行うことができるようとする
- キ スプリンクラー設備を設置する
- ク 自力避難困難者搬送用器具の導入や改良を行う

(4) 建物等の強化

内装の不燃化、防火区画の設置等により、限界時間の延長と対応事項に係る時間の短縮を図るものである。建物構造、施設等の日常業務との関係を勘案し効率的な改善となるよう留意すること。

- ア 全寝具・布張り家具（ソファー等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む）を有する製品を使用する
- イ 建物の内装の不燃化を図る
- ウ 建築内を防火区画（耐火構造の壁（両面を防火構造とした壁でもよいものとする）及び防火戸による区画）により細分化する
- エ 火災室の区画を形成するよう出入口、開口部を変更する
- オ 火災室を区画するドアを自動閉鎖式にする
- カ 一次避難場所や避難経路のスペースを拡げる
- キ 屋外階段を確保する（消防機関が適当と認める場合には、避難上効果が期待されるバルコニー等への避難でもよいこととする。）。
- ク 搬送・歩行の障害となる段差をなくす

3 改善策の実施及び再効果確認

2で検討した改善策を関係者と十分に協議して実効性のある計画を策定し実施する。この際、ソフト面での改善策については比較的早期に実施できるが、設備・建築の構造等については、費用及び時間が掛かることに十分留意して指導を行う。

改善終了日以降において、再度効果確認を行い、限界時間内に対応事項が完了することを確認することとなるが、限界時間内に収まらない場合は、再度検討等を行う。

実施した改善策が継続して維持されるよう、その内容を消防計画に盛り込む。

**「小規模社会福祉施設における夜間の避難訓練等指導マニュアル」による
消防機関の指導の際の留意事項**

1 指導上の留意事項

効果確認を行う以前の指導にあたっては下記事項について留意すること。

- (1) 指導マニュアルは、現状の自衛消防体制及び消火、通報、避難の訓練等の実効性を確認し、効果確認により得られた結果を基に、さらに適切な対応行動が行われるよう消防計画等を整備するためのものであるので、初めて指導を行う際には、現在ある消防計画を尊重して行うこと。
また、新規開設施設についても、事業開始前の段階において、本マニュアルに準じた事前訓練の実施等、十分な指導を実施すること。
- (2) 消防法第8条の防火管理義務の対象外の施設等にあっても、避難誘導等の体制を実質的に確保することが極めて重要であるため、本マニュアルによる指導を行うとともに、法第8条に準じた体制作りを指導すること。
- (3) 認知症患者等は、避難しても再び出火建物に戻ってしまう、煙や炎を見て動けなくなるといった「特異行動」と呼ばれる不安定行動をとることが想定されます。日頃の訓練を通じて前が見えない白煙の中を身をかがめて避難する、真っ暗やみの中を一人で避難する、非常ベルが鳴ると自動的に避難する、といった安全行動が自然に出来るように、繰り返し訓練を行うよう指導を行うこと。
- (4) 一旦避難した後にそこに留まることができるよう、囲いのある場所を作つて（工事用のカラーコーンを利用）、そこで待つといったルールをつくり、ゲーム性を持たせた訓練をふだんから実施するよう指導しておくこと。
- (5) 日常的に安定剤や睡眠剤を服用している入居者は、覚醒しないで逃げ遅れることが考えられます。避難口との位置関係を考慮する、引きずり出せる手法を用意しておく、また必ず職員が最終的に全室の避難を確認する必要があることを指導すること。
- (6) 喫煙者への対策として次の事項について指導すること。
 - ① 喫煙場所を一定の場所に限定する。
 - ② 職員による巡回や引率、火器の管理
 - ③ 喫煙時間の固定化と喫煙場所の不燃化

2 効果確認

効果確認にあたっては下記事項に留意すること

- (1) 訓練実施にあたって、訓練に参加して動くこと等により支障のできる入所者等もいることに十分留意し、確認すること。
- (2) 適当な場所に計測担当者を配置し、火災室及び建物全体における対応行動に係る時間を計測するとともに、対応事項が適切に行われているか確認すること。
- (3) 自力避難困難者の搬送にあっては、搬送に無理がないか、実態に即しているかを確認し、改良の余地のあるものについては、その旨関係者に説明すること。
- (4) 施錠、出入口・防火戸の扉開閉等については、夜間の状況を再現して行うこと。
- (5) 火災室の区画については、出入口等の閉鎖の時期及び閉鎖状況も検証時に確認すること。

3 効果確認後の指導

効果確認後の指導にあっては下記事項に留意すること

- (1) 効果確認時の対応行動で適切に行われなかった部分について改善を指導する。また、限界時間内に対応行動ができなかった場合については、その原因を検討し時間内に対応事項が収まるように指導を行う。
- (2) 効果確認後は、一定期間ごとに指導マニュアルに基づく訓練を実施するとともに、施設等の事情変更があった場合についても訓練を行うよう指導すること。
- (3) (1)の指導による改善を行うために必要な期間は、施設の関係者と協議して行うこと。

4 再効果確認

3 (3)で示された必要な期間経過後に、再度効果確認を行うこと。

5 その他

本マニュアルによる訓練・検証等の指導の他、防火安全指導の実施及び違反処理の徹底を行うこと。